
監 査 委 員

元年監査公表第5号

平成30年度に執行した監査の結果（平成31年2月2日から平成31年3月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年11月8日

京都府監査委員	井 上	重 典
同	岡 本	和 徳
同	森	敏 行
同	小 林	裕 明

定 期 監 査

監査の結果

【例月出納検査】

(1) 健康福祉部

家庭支援課（監査実施年月日：平成31年3月25日・28日）

（指摘）

報償費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後、課内で支払遅延の再発防止について注意喚起を行い、謝金管理システムの予定登録入力を実際に行うよう徹底するとともに、報償費の支出を伴う会議等開催の起案時には、同システムの予定登録書を添付し、決裁過程において確認を行うこととした。

また、当該会議等の日程に係内会議等で共有し、相互チェックによる適正な事務の執行を図ることとしたほか、会計事務月次チェック時にも会議の開催及び報償費等の支払状況の確認を徹底することとした。

(2) 教育委員会

学校教育課（監査実施年月日：平成31年2月25日・28日）

（指摘）

報償費等の支払が著しく遅延している事例が認められた。

（措置の内容）

監査終了後直ちに課内で指摘事項を周知し、報償費及び旅費等の速やかな支払手続き等について関係職員に注意喚起を行った。

現在は、課内の各事業の実施計画を共有することとし、指導助言の依頼状況を事前確認の上、統合財務システムの謝金管理機能により予定登録を行い、事業実施確認後、速やかに支出事務を行っている。